

ほけんだより

弥富小学校

2019年4月



新しい仲間や先生を迎えて、新年度がスタートしました。期待や不安のなか、いよいよ新しい生活が始まります。

ほけんだよりでは、保健室からの大切なお知らせ・健康や体についてのお話などをのせていきます。必要なところは、お子さんにもお伝えください。今年度も子供たちが元気に過ごせるよう、保健室から応援していきたいと思っています。どうぞよろしくお願ひします。



●●●●● 健康診断がはじまります ●●●●●

4～6月にかけて健康診断を実施します。正しく受けるために提出物・服装や髪型などをお願いしたいことがありますので、ご協力をお願いいたします。詳しいことについては健康診断ごとに文書でお知らせしますので、確認をお願いします。なお、歯科健康診断については全員に結果のお知らせをしますが、その他の健康診断につきましては、さらに詳しい検査・治療が必要な場合のみ、その都度お知らせします。お知らせを受け取りましたら、なるべく早めに受診してください。ただし、聴力検査については耳鼻科検診が終了した後にお知らせする予定です。健康診断のすべての結果につきましては、後日まとめてお知らせします。

4月の保健行事



- 8日(月) 身体計測／視力・聴力検査(4, 5年)
- 9日(火) 身体計測／視力・聴力検査(3, 6年)
- 11日(木) 身体計測／視力・聴力検査(1, 2年)
- 16日(火) 歯科健康診断(全学年)
- 19日(金) 尿検査一次提出日(全学年)
- 25日(木) 尿検査一次予備日(全学年)

※身体計測の時は、体操服を持たせてください。

また、髪の長い人はふたつに結んでください。

※視力検査の日は、眼鏡を持っている人は持たせてください。

※尿検査資材は17日に配布(予定)しますが、

18日には持たせないでください。

※色覚検査希望者は個別で検査します。

学校医の先生方



(内科)

(歯科)

(眼科)

(耳鼻科)

(薬剤師)

☆前年度と同じ先生方です。

☆健康診断や環境管理等でお世話になります。

こんなとき お知らせください!

★欠席するとき★

病名や症状などもお知らせください。
(流行防止に役立てます。)

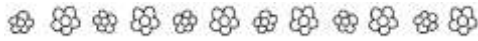
★体調が心配なとき★

気になることがあるときには、どのようなことでもお知らせください。

今年度は、10月に全員視力の検査を行う予定です。



保健調査票の記入について



ここからは「保健室からの
お願いとお知らせ」です。

保健調査票および運動器検診問診票を配布しました。この調査はすべての健康診断の問診と健康管理の基礎資料になります。該当学年の欄のそれぞれの項目に正確に記入して提出してください。



保健調査票・運動器検診問診票 提出期限 2~6年生…4/9(火)、1年生…4/15(月)

《持にお願いしたいこと》

※緊急連絡先については、必ず連絡の取れるところを記入してください。

※学校でけがをして病院受診が必要になった場合で、保護者の方と連絡が取れない時には、記入していただいたかかりつけ医を優先に受診させます。記入がない場合や休診等の場合には、学校医または受け入れ可能な病院を探して受診させることとなりますので、ご了承ください。

※蜂やハビ等の刺傷・咬傷により、緊急に受診させたい場合は、状況により救急車または救急外来の受け入れ可能な病院に受診させることもあります。ご了承ください。

出席停止について



感染症の流行を防ぎ、万が一かかった場合に十分な休養をとることを目的とした制度です。出席停止となる病気にかかった場合は、学級担任を通じてお知らせください。登校許可書をお渡ししますので、医師から治った証明をもらい、登校再開時に持たせてください。出席停止の間は、医師の許可が出るまで学校をお休みしてください。

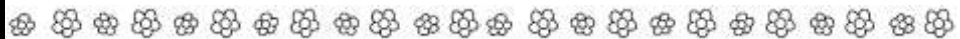
【対象となる主な病気】

インフルエンザ、流行性耳下腺炎（おたふくかぜ）、水痘（水ぼうそう）、風疹（三日はしか）
麻疹（はしか）、流行性角結膜炎（はやり目）、溶連菌感染症、マイコプラズマ肺炎 等

※インフルエンザの出席停止期間は、幼児と小学生では期間が異なります。



災害給付金制度について



日本スポーツ振興センターより、学校管理下でのけがに対して保障が受けられる制度です。後日掛け金を集金させていただきます。

これは、学校でのけがで受診し、健康保険利用で1,500円以上の支払いのあったけがが対象となります。学校でけがをして受診した場合は学級担任を通じてお知らせください。指定の用紙をお渡ししますので、医療機関で記入していただき、学校へ再度提出してください。

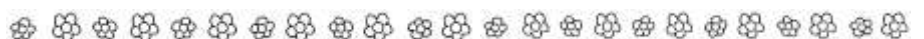
学校でのけがは、こちらの災害給付制度を優先することが決められていますので、

「子ども医療費受給券」を使用せず、保険診療にて支払いをお願いします。

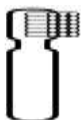
使用してしまった場合は、佐倉市に申請が必要になりますので、担任にお知らせください。



学校にお薬を持参する場合について



かぜや中耳炎などでお子さんが学校に薬を持参する場合は、連絡帳に記入いただくなどの方法で、必ず担任までご連絡ください。なお、薬は病院で処方されたものに限りです。



今年度も、給食後に歯みがきを行いますので、歯ブラシセットを持たせていただけますようお願いします。

